

オンライン本会議の実現に必要となる地方自治法改正を求める意見書

当市議会においては、平成30年6月、「情報通信技術の整備によって、議場以外での議会審議の出席・参加が可能となるような招集・応招・出欠席の定義を国として調査研究し、地方公共団体議会に示すこと。」を求める、「誰もが政治参画しやすい社会をめざし実効性ある法整備を求める意見書」を全員賛成により可決し、内閣総理大臣はじめ関係機関に送付したところである。

また、今般の新型コロナウイルス感染症対策に関しては、「取手市議会感染症対策会議」を設置し、集中的に二元代表の一翼である「議会」として活動するとともに、感染拡大防止の観点から、人が集まる上記会議は全てオンライン会議の手法を用いて開催し、本会議や委員会の時間をできる限りの短縮を図るため、現行法の下で許される範囲の中でオンライン会議の方法を駆使し、感染拡大防止に努めつつ、議会の権能と責務を果たしているところである。

今後、相当数の議員が隔離された場合においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が、現実のものとして想定されている。定足数を満たす人数の議員が議場（招集場所）に参集出来ない状態でも、議案審議、表決などの議会運営方法が確立されていなければ、首長の専決処分を漫然と許すこととなり、議会不要論が増幅することは想像に難くない。

また、少子高齢化社会が到来する中で、育児や介護で容易に外出できない議員でも職責が果たせるよう、自宅から議案審議、表決に参画できる手段が、議員の多様性確保の観点からも求められる。

世界的にも昨今の情報通信技術の発展とともに、既に英國議会ではオンライン議会を実用化している。しかしながら、我が国においては、地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念は、現に議場にいることと解されているため、オンライン会議による本会議運営は現行法上困難とされている。

一方で、総務省は令和2年4月30日付、總行第117号で、委員会運営については地方議会における意思決定によってオンライン化は可能との見解を発出したが、本会議でのオンライン化ができなければ議会運営上の利点は限られる。

また、議会の意思形成過程である委員会審議においてオンライン化の有用性を認識しながら、本会議における導入を否定するところに合理性はない。

よって、国においては、非常時には地方議会の判断で、本会議運営をオンライン会議などの手段による遠隔審議・議決を可能とするよう、地方自治法の改正を強く要請する。

記

- 1 地方議会における本会議の開催が、情報通信技術による仮想空間での議会審議への参加、表決の意思表示によっても可能となるよう、議事堂への参集または議場への出席が困難な場合には、会議規則により参集場所または出席場所の複数指定や変更ができる旨を地方自治法において明文化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年 6月12日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣